

●香川県告示第190号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成22年5月7日から同月21日まで牟礼漁業協同組合において縦覧に供する。

平成22年5月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

高松市牟礼町原134番地2 小山 良明

高松市牟礼町原536番地3 池下 高一

高松市牟礼町大町978番地 石原 正昭

2 加入区の名称

牟礼加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

牟礼漁業協同組合